

第 1 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 21 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第1回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月21日(水) 午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第2号 令和8年度農作業標準受委託料の設定に関する件

6 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
参事	工藤純子	参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主席主査	勝田茂満	主席主査	黒澤亮
主査	鈴木百愛	主任	佐藤知拡
主任	齋藤友毅	主任	越前屋麻希子

7 書記

主席主査 勝田茂満

8 議事録署名委員

8番 武藤真作

9番 星容子

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和8年第1回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、8番武藤真作委員、9番星容子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第117回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告2の報告】 次に、会務報告3の「河辺鶴養地区営農相談会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「令和7年度秋田県農業委員会女性協議会第3回役員会」および会務報告5の「秋田県内の農業における女性リーダーの

議	長	確保等に向けた検討会」について、12番柴田ますみ委員より報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員		【会務報告4・5の報告】
議	長	次に、会務報告6の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告11の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (勝田主席)		【会務報告6から11までの報告】
議	長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)		議案書1ページから4ページの6件について説明いたします。 番号1。譲受人は、[]。譲渡人は、[]。 番号2。譲受人は、[]。譲渡人は、[]。 番号3。借受人は、[]。貸出人は、[]。 番号4。譲受人は、[]。譲渡人は、[]。 番号5。譲受人は、[]。譲渡人は、[]。 番号6。譲受人は、[]。譲渡人は、[]。 すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 番号6の譲受人は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、番号6は農業機械を使用せずに耕作する予定です。番号6以外の譲受人については、農作業に必要な機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については6件ともに、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、番号1は250日、番号2は210日、番号3は190日、番号4および番号5は180日、番号6は150日農作業に従事・従事予定としていることから、それぞれ常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、6件とも譲受人への権利移転および設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号6すべて許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。

議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1および番号2について、現地を調査した吉田孝司推進委員から報告を受けた1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。
1番齊藤善彦委員		1番齊藤です。今月13日に吉田推進委員より連絡があり、何ら問題ないとのことでした。私もお二人についてよく知っており、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	次に番号3について、現地を調査した阿部政志推進委員から報告を受けた12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員		12番柴田です。1月15日に阿部推進委員から連絡を頂き、特に問題ないとのことでした。私の耕作地の隣を借受人が耕作しており、本人と会う機会がありましたので確認しました。結果、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	次に番号4について、現地を調査した齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番鈴木昇委員		3番鈴木です。番号4について、1月14日に齊藤又右衛門推進委員より連絡を受けました。この農地については、以前から購入予定者が育苗用ハウス等に利用しており問題ないとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	次に番号5および番号6について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員		18番佐々木です。鈴木推進委員から、事務局より説明のあった2カ所について連絡を受けました。どちらも特段問題ないとのことですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第2号、令和8年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局 (黒澤主席主査)	<p>議案第2号、令和8年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>はじめに提案理由ですが、農作業受委託料金の適正化を図るため、作業種別毎の標準額を定めようとするものです。</p> <p>続きまして、議案書の6ページをご覧ください。令和8年度の秋田市農作業標準受委託料につきましては、令和7年11月総会の協議事項においてご協議いただいたとおり、表の一番下の項目、一般作業の料金を現行の8,300円から500円引き上げて8,800円とし、一般作業以外の料金については現行料金と同額にしようとするものであります。</p> <p>なお、本作業料金表は目安であり、実際の作業料金は委託者と受託者との話し合いにより決めること、また、消費税負担に関する注意書きを記載しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>令和8年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第2号、令和8年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(午後2時40分終了)</p>